

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市における、65歳以上の高齢者人口は令和2年10月1日現在で12,084人、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は34.8%に達しており、すでに市民の3人に1人が高齢者となっています。高齢者人口は令和3年をピークに減少に転じるものの、75歳以上人口は令和12（2030）年まで増加し続ける見込みです。

平成30年3月に策定した「小千谷市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」においては、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）を推進するとともに、中長期的な視野に立った施策の展開を図ってきました。

今後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年までに、介護ニーズの高い85歳以上人口の急速な増加に伴い、介護サービス需要が更に増加し、多様化することが想定されます。

「小千谷市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）においては、「地域共生社会の実現」に向けて、高齢福祉や障がい福祉、生活困窮者支援など様々な分野にわたる生活上の問題を解決できるよう、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制や認知症施策、介護サービスの提供、それを支える人的基盤を整備することで地域包括ケアシステムを着実に推進します。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施することで、健康づくりや社会参加、医療や介護予防サービスにつなげ、介護予防・重度化防止を推進します。

これらを踏まえ、基本理念である『ふれあい支えあい 高齢者が健やかに安心して暮らせる活力あるまち おぢや』を実現するため、本計画を策定します。

2 第8期介護保険事業計画の基本指針

介護保険法第116条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることとされています。

第8期計画においては、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることについて計画に位置付けることが求められています。

■第8期計画の基本指針【第8期計画において記載を充実する事項】

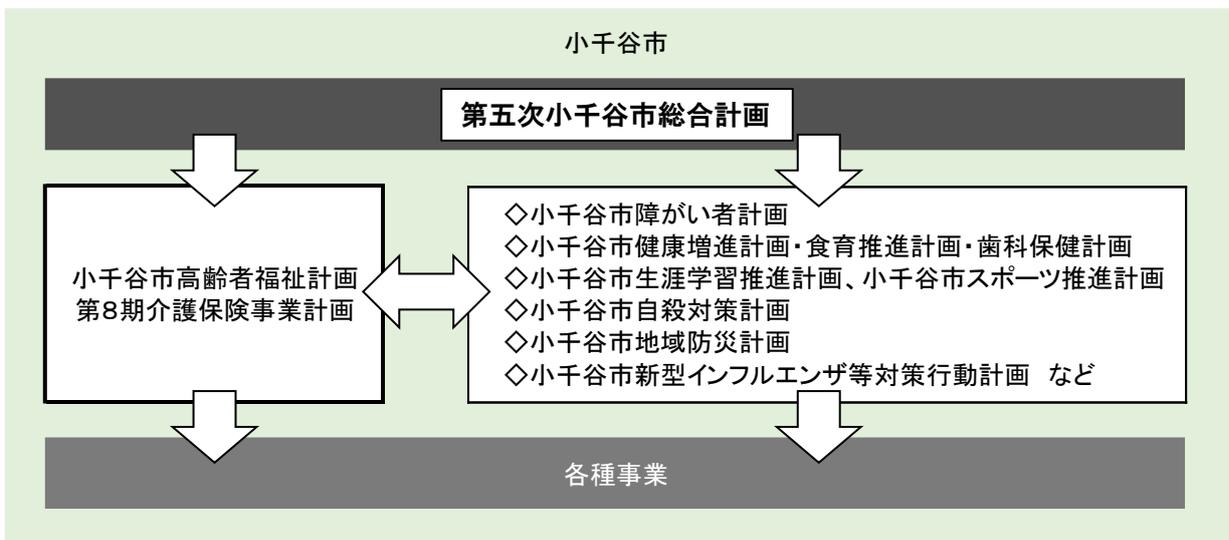
第8期計画において記載を充実する事項（抜粋）
1 令和7（2025）・令和22（2040）年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備 ○令和7（2025）・令和22（2040）年度の推計を記載
2 地域共生社会の実現 ○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載 （「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の概要） ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 ・地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 ・医療・介護のデータ基盤の整備の推進 ・介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について記載 ○拡充された交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の重要性などについて記載
4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化 ○特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数について記載
5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進 ○認知症施策推進大綱を踏まえた普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載
6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 ○地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項について記載
7 災害や感染症対策に係る体制整備 ○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

3 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「小千谷市高齢者福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「小千谷市介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

また、新潟県高齢者保健福祉計画との整合性や、「第五次小千谷市総合計画」に基づく個別計画として位置づけ、障害者基本法に基づく「小千谷市障がい者計画」、健康増進法などに基づく「小千谷市健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画」、「小千谷市自殺対策計画」、災害対策基本法に基づく「小千谷市地域防災計画」など、高齢者福祉・保健に関わりのある諸計画との整合性を図ります。

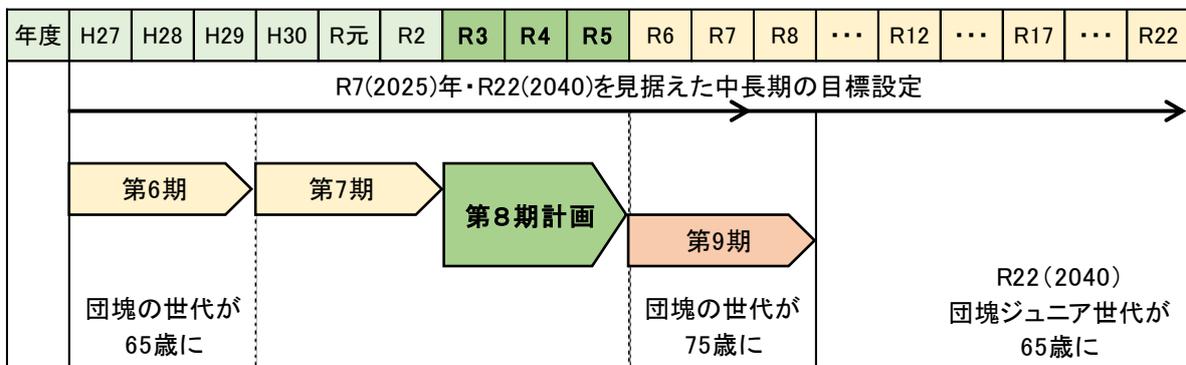
■他計画との連携



4 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

■計画の期間



第2節 計画の策定体制

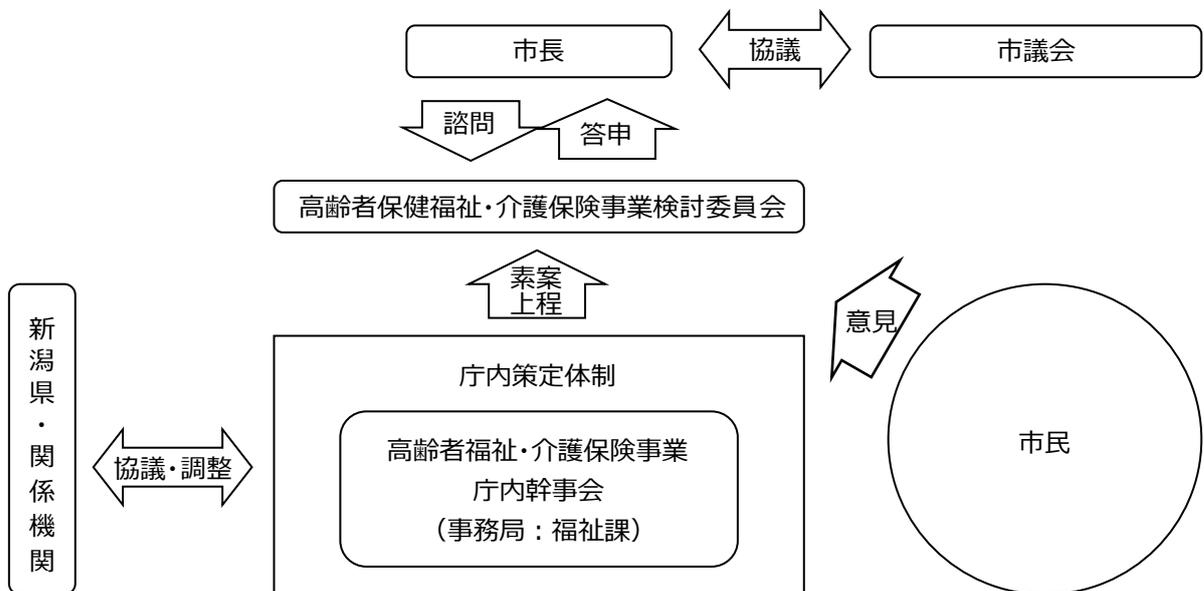
1 検討委員会などの設置

本計画の策定にあたって、学識経験者、関係行政機関などの職員、保健医療関係者、福祉関係者ならびに公募による被保険者の代表によって構成される「小千谷市高齢者保健福祉・介護保険事業検討委員会」（以下「委員会」という。）が市長の諮問を受け、本計画の策定に関し4回の会議を経て答申を行いました。

実務レベルにおいては、庁内策定体制として「高齢者福祉・介護保険事業庁内幹事会」を組織し、関係部局の実務協議を行い、計画素案を委員会に上程しました。

2 策定体制

本計画の策定にあたって、本市の関係部署、小千谷市地域包括ケア会議及び県などの関係機関との協議・調整を行いました。



3 アンケート調査の実施

高齢者の日常生活の状況、心身の状態、介護予防に対する意識、在宅介護の状況、福祉・介護保険事業に関する意見など、計画づくりの参考資料として活用するために、アンケート調査を実施しました。

4 パブリックコメントの実施

市民の意見を広く聴取するために、一定期間を設けて、計画案の内容を公表するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画の取りまとめを実施しました。

